



新潟県報

発行 新潟県

第 65 号

平成26年8月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1209 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 1210 地方卸売市場における開設業務の分割認可（食品・流通課）
- 1211 地方卸売市場における卸売業務の分割認可（食品・流通課）
- 1212 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1213 漁業災害補償法による加入区の変更設定（水産課）
- 1214 道路の区域変更（道路管理課）
- 1215 道路の供用開始（道路管理課）
- 1216 道路の区域変更（道路管理課）
- 1217 道路の供用開始（道路管理課）
- 1218 市道の改築工事の完了（道路建設課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 技能検定の合格者の発表（職業能力開発課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

雑 報

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1209号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
9月29日（月）	午後2時から4時まで	佐渡市全域
9月30日（火）	午前9時から正午まで	
	午後1時から4時まで	
10月1日（水）	午前9時から11時30分まで	
	午後2時から4時まで	
10月2日（木）	午前9時から正午まで	
	午後1時から4時まで	
10月3日（金）	午前9時から11時30分まで	新穂体育館

10月 6 日 (月)	午後 1 時30分から 4 時まで	相川体育館		
10月 7 日 (火)	午前 9 時から 11 時30分まで	相川自然休養村管理センター		
	午後 1 時30分から 4 時まで			
10月 8 日 (水)	午前 9 時から 正午まで	金井西部地区コミュニティーセンター		
	午後 1 時30分から 4 時まで	佐和田体育館		
10月 9 日 (木)	午前 9 時から 11 時30分まで	羽茂農村環境改善センター		
	午後 2 時から 4 時まで			
10月10日 (金)	午前 9 時から 11 時30分まで	旧南佐渡消防署小木分遣所		
10月14日 (火)	午後 2 時から 4 時まで			
10月15日 (水)	午前 9 時から 11 時まで			赤泊総合文化会館
	午後 1 時から 4 時まで	松ヶ崎総合センター		
10月16日 (木)	午前 9 時から 11 時まで	畑野母子健康センター		
	午後 1 時から 4 時まで	佐和田体育館		
10月17日 (金)	午前 9 時から 11 時30分まで	新潟県計量検定所		上記の未受検者
	午後 1 時から 3 時30分まで	特定計量器の所在の場所		特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省 令第70号)第39条第 1 項 に規定する特定計量器
10月20日から平成 27年 3 月13日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、12月30日、 12月31日、平成27 年 1 月 2 日を除く。				

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1210号

新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54号）第 9 条第 2 項の規定により、地方卸売市場における開設の業務に係る法人の分割を次のとおり認可した。

平成26年 8 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 分割により業務を承継する法人の名称及び所在地
新印上越青果株式会社
上越市藤巻 6 番12号
- 分割に係る地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場上越青果株式会社
上越市藤巻 6 番12号
- 認可年月日
平成26年 8 月 7 日

◎新潟県告示第1211号

新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54号）第 9 条第 2 項の規定により、地方卸売市場における卸売の業務に係る法人の分割を次のとおり認可した。

平成26年 8 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 分割により業務を承継する法人の名称及び所在地
新印上越青果株式会社
上越市藤巻 6 番12号
- 分割に係る地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場上越青果株式会社
上越市藤巻 6 番12号

- 3 認可年月日
平成26年8月7日

◎新潟県告示第1212号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県両津市湊242-1
市川 登
新潟県佐渡市湊320-5
坂上 実
- 2 区域
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧両津市漁業協同組合の区域
- 3 区分
10トン未満の漁船により営む漁業のうち主としてさし網を使用して営む漁業及び主としてえびかごを使用して営む漁業以外の漁業
- 4 届出年月日
平成26年7月18日

◎新潟県告示第1213号

平成15年11月11日新潟県告示第1973号（漁業災害補償法に基づく加入区の変更設定について）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成26年10月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成26年9月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成15年11月11日新潟県告示第1973号で定めた区分の表中

区 分	
1	10トン以上の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び定置漁業
2	10トン未満の漁船により営む漁業であって村上市瀬波の地区の者が行う漁業
3	10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって村上市岩船、八日市及び塩谷の地区の者が行う漁業
4	10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業であって村上市岩船、八日市及び塩谷の地区の者が行う漁業
5	10トン未満の漁船により営む漁業であって村上市岩船、八日市、瀬波及び塩谷を除く地区の者が行う漁業

を

区 分	
1	10トン以上の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び定置漁業
2	10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業又は10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及び10トン以上の漁船による漁業を併せて営む漁業

3 10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

に改める。

◎新潟県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 8 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒井浜黒川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市大出字古渡り 1378 番 2 から	新	11.2～33.6メートル	549.0メートル
同市大出字昼塚421番まで	旧	5.5～13.8メートル	708.9メートル

◎新潟県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 8 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 荒井浜黒川線
- 2 供用開始の区間
胎内市大出字古渡り 1378 番 2 から同市大出字昼塚421番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 8 月22日

◎新潟県告示第1216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 8 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浅草山大白川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市大白川字横吹ケ 886 番 518 から	新	24.2～53.4メートル	176.7メートル
同市大白川字横吹ケ886番864まで	旧	24.2～44.2メートル	177.0メートル

◎新潟県告示第1217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 浅草山太白川停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市太白川字横吹ケ886番518から同市太白川字横吹ケ886番864まで
- 3 供用開始の期日 平成26年8月22日

◎新潟県告示第1218号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、県が開始した市道の改築工事（平成15年12月24日新潟県告示第2214号）が次のとおり完了した。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 市道 柏崎南慶寺線
- 2 工事区間
柏崎市西山町坂田字下瀧頭4256番2から柏崎市西山町妙法寺字松浦1578番2まで
柏崎市西山町妙法寺字向山1443番から柏崎市西山町妙法寺字上ノ山531番1まで
- 3 工事の種類 道路改築工事
- 4 工事の完了年月日 平成26年3月12日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その28）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その28）の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成26年11月30日（日）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成26年8月22日（金）から平成26年9月5日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年9月25日（木） 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければ

ばならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成26年8月22日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成26年9月12日(金) 午前9時から午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 平成26年9月19日(金) 午前10時から午後4時まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その28)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その28）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

技能検定の合格者の発表について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項、第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により実施した平成26年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成26年8月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

等級 検定職種（作業名）

受検番号

3級

園芸装飾

（室内園芸装飾作業）

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0009	A甲0010	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017
A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0024	A甲0025
A甲0026	A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032	A甲0033
A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0040	A甲0041
A甲0042	A甲0043	A甲0044	A甲0046	A甲0047	A甲0048	A甲0049	A甲0050

造園

（造園工事作業）

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0009
A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017
A甲0018	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0024	A甲0025	A甲0026	A甲0027
A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0032	A甲0033	A甲0034	A甲0035	A甲0036
A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0040	A甲0041	A甲0042	A甲0043	A甲0044
A甲0045	A甲0046	A甲0047	A甲0049	A甲0050	A甲0051	A甲0053	A甲0054
機械加工							
(普通旋盤作業)							
A甲0002	A甲0003	A甲0007	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015
A甲0016	A甲0017	A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0023	A甲0024
A甲0025	A甲0026	A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032
A甲0034	A甲0036	A甲0037	A甲0040	A甲0047	A甲0049	A甲0050	A甲0052
A甲0053	A甲0054	A甲0055	A甲0056	A甲0057	B0001	C0001	C0002
(フライス盤作業)							
A甲0001	A甲0003	A甲0004					
(マシニングセンタ作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0009
A甲0011	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0018	A甲0019
A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0024	A甲0025	A甲0026	A甲0027	A甲0028
C0001	C0002	C0003					
仕上げ							
(機械組立仕上げ作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0009
A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0015			
機械保全							
(機械系保全作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017
A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0026
A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0033	A甲0034	A甲0035
A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0040	A甲0041	A甲0043	A甲0044
A甲0045	A甲0046	A甲0047	A甲0048	A甲0049	A甲0050	A甲0053	A甲0055
A甲0056	A甲0057	A甲0058	A甲0060	A甲0061	A甲0064	A甲0065	A甲0066
A甲0067	A甲0068	A甲0069	A甲0070	A甲0071	A甲0072	A甲0073	A甲0074
A甲0075	A甲0076						
(電気系保全作業)							
A甲0001							
電子機器組立て							
(電子機器組立て作業)							
A甲0001	A甲0003	A甲0004	A甲0005	B0001			
建築大工							
(大工工事作業)							
D0001							
商品装飾展示							
(商品装飾展示作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	D0001	D0002	D0003
D0004	D0005	D0006	D0007	D0008	D0009	D0010	
フラワー装飾							
(フラワー装飾作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016

A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0024 A甲0027
A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036 A甲0037

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生化学自動分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年8月22日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

生化学自動分析装置 3式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年11月28日（金）

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院、新潟県立十日町病院、新潟県立松代病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局総務課

電話番号 025-280-5555

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年8月29日（金）午後5時00分

(4) 入札書の提出期限

平成26年9月4日（木）午後5時00分

4 開札の日時及び場所

平成26年9月5日（金）午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

雑 報

公立大学法人新潟県立大学告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成23年8月9日公立大学法人新潟県立大学告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年9月1日以降に実施する試験から適用する。

平成26年8月22日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 猪口 孝

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
新潟県立大学推薦入学試験	<u>県内順位又は県外順位並びに総合順位</u>	合格発表の日から1か月間	新潟県立大学入試課	新潟県立大学推薦入学試験	<u>総合得点及び総合順位</u>	合格発表の日から1か月間	新潟県立大学入試課
(略)				(略)			
新潟県立大学入学一般選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る)、 <u>個別学力検査等の合計得点</u> (健康栄養学科は小論文の得点と面接評価のランクを開示)及び総合順位	合格発表があった年の4月16日から5月15日まで	新潟県立大学入試課	新潟県立大学入学一般選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点(合否判定の対象となった科目に限る)及び <u>合計得点(合否判定の対象となった科目の合計得点)並びに個別学力検査等の合計得点並びに総合得点及び総合順位</u>	合格発表があった年の4月16日から5月15日まで	新潟県立大学入試課